

(証券コード3708)

平成24年6月8日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

特種東海製紙株式会社

代表取締役社長 三 澤 清 利

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9
静岡音楽館A O I 7階講堂
(詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第5期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金処分の件
- 第 2 号議案 取締役10名選任の件
- 第 3 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.tt-paper.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から持ち直しつつある一方で、電力の供給不安、欧州債務危機の顕在化を背景とした世界的な景気減速、円高の長期化など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは、当連結会計年度よりスタートした第二次中期経営計画のもと、その基本テーマである「深化。そして、進化。」に沿って、「基盤事業の徹底的な強化」、「成長路線に向けた新たな変化」に向けた諸施策を推進してまいりました。

財務基盤の強化施策として、自己株式の取得を推進いたしました。これは、資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るためであります。

また、事業基盤の強化施策として、第二次中期経営計画に沿った「利益管理」及び「適正な生産管理」が実現出来るよう体制強化を図り、経営判断をより詳細な粒度にて行うことといたしました。

この体制強化に伴い、固定資産の減損会計のグルーピングを経営管理の単位と整合性を図るために、資産のグルーピング単位を「主として管理会計上の事業所」単位から「主として管理会計上の製品群」単位とすることといたしました。このグルーピング単位にて減損損失の認識の可否を検討した結果、一部の「製品群」について減損損失2,926百万円を特別損失として計上いたしました。

同時に、保有資産の使用可能性について検討した結果、不要と判断した資産を除却したことなどにより、固定資産除却損1,111百万円を特別損失として計上いたしました。

関係会社におきましては、2月に当社の取引先である(株)竹尾の株式の追加取得を行い、持分法適用関連会社といたしました。国内景気やファンシーペーパー市場の成熟化などの環境変化に対応すべく、同社と連携しての新たな商品開発や新市場開拓などの事業を推進してまいります。また、大一コンテナ(株)につきましては、3月に段ボールメーカー大手である(株)トーモクに同社の株式70%を譲渡し、経営を委ねることで同社の経営を再構築することといたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は77,674百万円（前期比2.1%減）、営業利益は3,271百万円（前期比14.8%減）、経常利益は3,988百万円（前期比6.3%増）、当期純利益は38百万円（前期比95.4%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、セグメントごとの業績には、セグメント間の売上高は含まれておりません。

【産業素材事業】

産業素材事業では、主力製品である段ボール原紙は、飲料関連の需要が堅調に推移したことなどから、販売数量が前期を上回りました。クラフト紙は、震災影響等による需要減があったものの、輸出の拡大により前期並みの販売数量を確保しました。販売価格については、原燃料価格の高騰を吸収すべく、両製品ともに秋口に価格修正を打ち出し、概ね浸透いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は39,457百万円（前期比1.1%増）、営業利益は729百万円（前期比24.2%増）となりました。

【特殊素材事業】

特殊素材事業では、特殊機能紙は、期前半は堅調に推移しましたが、期後半に至って国内外ユーザーの生産調整の影響により、通期では販売数量・金額ともにほぼ横這いとなりました。また、特殊印刷用紙は、震災からの自粛ムードが緩和され、高級印刷用紙では音楽業界向けにて新規受注を獲得したものの、総じてファンシーペーパーの需要減が継続し、販売数量・金額ともに前期を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は21,375百万円（前期比5.2%減）、営業利益は2,147百万円（前期比14.6%減）となりました。

【生活商品事業】

生活商品事業では、主力製品であるペーパータオルは、輸入品の台頭等による競争激化、小サイズ・低坪量化の進行及び販売数量維持のための価格対応などにより減収となりました。また、トイレットペーパーにつきましては、震災影響等もあり、厳しい状況で推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は14,480百万円（前期比5.5%減）、営業利益は439百万円（前期比38.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は6,411百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

産業素材事業 島田工場 7号抄紙機 プレスパート改造工事

特殊素材事業 三島工場 14号抄紙機 ワインダー本体設備

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特殊素材事業 三島工場 RPF/木質チップ燃焼ボイラー本体設置

生活商品事業 東海加工紙(株) 新本社工場建設

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

イ. 大一コンテナ(株)につきましては、平成24年3月19日付で保有株式を一部売却したため、当連結会計年度より連結子会社から持分法適用関連会社となっております。

ロ. (株)竹尾につきましては、平成24年2月28日付で株式を追加取得したため、当連結会計年度より持分法適用関連会社となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第2期	第3期	第4期	第5期
	(平成21年3月期)	(平成22年3月期)	(平成23年3月期)	(当連結会計年度) (平成24年3月期)
売上高(百万円)	85,117	78,063	79,363	77,674
経常利益(百万円)	183	4,012	3,750	3,988
当期純利益(百万円)	119	1,792	839	38
1株当たり当期純利益(円)	0.74	11.26	5.27	0.24
総資産(百万円)	133,116	131,355	127,632	121,201
純資産(百万円)	58,431	59,978	59,629	56,830
1株当たり純資産額(円)	365.67	375.02	372.62	396.15

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

事業名	会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
特殊素材事業	特種紙商事(株)	百万円 50	100%	特殊紙の販売
	静岡ロジスティクス(株)	20	100	一般貨物自動車運送、倉庫業
	特種メーテル(株)	10	100	特殊紙の製造、加工、販売
生活商品事業	東海加工紙(株)	220	100	紙加工品の製造、販売
	明治製紙(株)	400	94	家庭紙の製造、販売 中芯原紙の販売
その他	(株)テクノサポート	32	100	エンジニアリング、産業廃棄物の処理、構内作業、倉庫業
	(株)東海フォレスト	140	100	土木、造園緑化、当社社有林管理、山林事業、観光
	(株)リソース東海	70	68	製紙原料の仕入、販売 製材品の仕入、販売
	(株)レックス	30	100	一般廃棄物・産業廃棄物の収集、運搬、処理

(注) 大一コンテナ(株)につきましては、保有株式を一部売却したことにより当連結会計年度より連結子会社から持分法適用関連会社となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは第二次中期経営計画を策定し、売上高900億円以上、経常利益45億円以上、売上高経常利益率5.0%以上を目標として掲げております。これらの目標の実現に向け、収益性と効率性を追求した経営を行うことで、安定した事業基盤を確立してまいります。

当社グループは、中長期的な経営戦略として「深化。そして、進化。」を基本テーマとしております。

「基盤事業の徹底的な強化」を図る意味における「深化」、「成長路線に向けた新たな変化」を図る意味における「進化」、この2つを推進することにより、コア事業をより強固なものとするとともに、新たな成長分野への躍進を目指します。

①「深化」

イ. 販売力の強化及び製造力の強化

代理店との取引関係強化に注力し、販売力の強化を図るとともに、それを支える根幹として、主力製品の品質優位性を維持・確保し、工場における原料及びエネルギーの最適配分、柔軟な生産体制の構築とコストダウンを推進し、製造力の強化を図ってまいります。

ロ. 事業設計の見直し

当社は、「産業素材事業グループ」「特殊素材事業グループ」「生活商品事業グループ」の3事業グループ体制を採用し、事業環境の急速な変化に機動的に対応してまいります。また、「経営資源の有効活用」と「事業の選択と集中」を進めるべく、採算性改善、テスト・マーケティングの実施等により事業設計の見直しを図り、グループ全体での企業価値の最大化を目指してまいります。

②「進化」

イ. 新製品の開発と販売

多様化する社会ニーズと変化する原燃料及び諸資材の情勢など、製紙業界を取り巻く環境は大きな変化の中にあり、これまでもましてユーザーニーズの変化を的確に捉えた製品開発を行うことが必要になっております。当社は情報窓口の拡大と、新規コア技術を探索することにより、更なる新製品の開発と販売に注力してまいります。

ロ. 他社・他産業との部分的提携

提携先との相互事業効率の向上により、双方の企業価値の向上とともに株主価値の最大化を目指してまいります。

ハ. 海外展開

良質な販売ルートの獲得、高性能製品の海外販売、低コスト対応のための生産設備の獲得を目指し、積極的な海外展開を図ってまいります。

ニ. 環境事業の推進

これまでも循環型産業として古紙のリサイクルやバイオマスエネルギーの積極的活用などに取り組んでまいりました。今後につきましても、これまでの継続してきた環境保全活動を更に発展させるとともに、自社資源の有効活用による事業を検討してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループ（当社及び子会社、関連会社）は、当社（特種東海製紙㈱）、子会社9社及び関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行っており、さらに紙加工や土木・造園工事などの事業を行っております。当社グループの事業に係わる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

① 産業素材事業

当社が製造・販売するほか、関連会社3社が製造・販売を行っております。

② 特殊素材事業

当社が製造・販売するほか、特種紙商事㈱・関連会社1社が販売を、静岡ロジスティクス㈱が製品を保管する倉庫業及び製品輸送を、特種メーテル㈱が製造・販売を行っております。

③ 生活商品事業

当社が製造・販売するほか、東海加工紙㈱・関連会社1社が紙の加工・販売を、明治製紙㈱が製造・販売を行っております。

④ その他

㈱テクノサポートが製紙設備の保全管理及び紙製品の輸送・保管を、㈱リソース東海が紙原料の供給を、㈱東海フォレストが土木・造園工事を、㈱レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

本社	東京都中央区
本店	静岡県島田市
産業素材事業	営業所：営業本部（東京都中央区） 大阪営業所（大阪市中央区） 中部営業所（名古屋市中区） 中部営業所静岡事務所（静岡県島田市） 工 場：島田工場（静岡県島田市）
特殊素材事業	営業所：営業開発本部（東京都中央区） 工 場：三島工場（静岡県駿東郡長泉町） 岐阜工場（岐阜市） 子会社：特種紙商事株式会社（東京都中央区） 静岡ロジスティクス株式会社（静岡県駿東郡長泉町） 特種メーテル株式会社（静岡県沼津市）
生活商品事業	工 場：横井工場（静岡県島田市） 子会社：東海加工紙株式会社（静岡県島田市） 明治製紙株式会社（静岡県富士市）
その他	子会社：株式会社テクノサポート（静岡県島田市） 株式会社東海フォレスト（静岡県島田市） 株式会社リソース東海（静岡県島田市） 株式会社レックス（静岡県島田市）

(7) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
産 業 素 材 事 業	294 (13) 名	△51 名
特 殊 素 材 事 業	492 (65)	28
生 活 商 品 事 業	276 (57)	△46
全 社 (共 通)	118 (10)	△30
そ の 他	360 (157)	24
合 計	1,540 (302)	△75

- (注) 1 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に外数で記載しております。
2 全社（共通）と記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
847名	1名増	39.1歳	17.0年

- (注) 1 使用人数は就業員数であります。
2 平均勤続年数は、特種製紙㈱又は東海バルブ㈱からの通算年数となっております。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	14,295百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,922
農 林 中 央 金 庫	3,437
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,512

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 450,000,000株
- ② 発行済株式の総数 163,297,510株
- ③ 株主数 8,609名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	13,800千株	9.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社（ 信 託 口 ）	6,911	4.81
株 式 会 社 静 岡 銀 行	5,759	4.01
中 央 建 物 株 式 会 社	5,501	3.83
新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	5,031	3.50
特 種 東 海 製 紙 取 引 先 持 株 会	3,847	2.68
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,714	2.58
王 子 製 紙 株 式 会 社	3,000	2.09
株 式 会 社 竹 尾	2,620	1.82
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,600	1.81

(注) 1 当社は、自己株式を19,819,616株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・ 新株予約権の数

489個

- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 489,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)

- ・ 新株予約権の区分別保有状況

区 分	取締役 (うち社外取締役)		監査役		子会社取締役		子会社監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2008年度 第1回 新株予約権	3名 (1名)	59個 (9個)	2名	6個	—	—	—	—
2008年度 第2回 新株予約権	—	—	—	—	1名	18個	—	—
2009年度 第1回 新株予約権	4名 (1名)	66個 (7個)	3名	13個	—	—	—	—
2010年度 新株予約権	7名 (1名)	97個 (6個)	4名	21個	—	—	—	—
2011年度 新株予約権	11名 (1名)	182個 (8個)	4名	27個	—	—	—	—

(注) 1 新株予約権の行使価額は、1株当たり1円であります。

2 新株予約権の行使期間は、以下のとおりであります。

2008年度第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

平成20年7月29日から平成40年7月28日まで

2008年度第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

平成20年7月29日から平成40年7月28日まで

2009年度第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

平成21年8月13日から平成41年8月12日まで

2010年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

平成22年8月11日から平成42年8月10日まで

2011年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

平成23年8月11日から平成43年8月10日まで

② 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成24年3月31日現在）

平成23年7月15日開催の取締役会決議による新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数

209個（新株予約権1個につき1,000株）

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 209,000株

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 115,000円（1株当たり115円）

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 1,000円（1株当たり1円）

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入れ額

1株当たりの発行価額 116円

1株当たりの資本組入れ額 58円

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月11日から平成43年8月10日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

- ・当社役員の新株予約権区分別保有状況

区 分	取締役 (うち社外取締役)		監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数
2011年度 新株予約権	11名 (1名)	182個 (8個)	4名	27個

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三澤清利	
専務取締役	石橋達彦	社長補佐兼生活商品事業グループ長
専務取締役	三宅博	社長補佐兼産業素材事業グループ長
専務取締役	梅原淳	社長補佐兼特殊素材事業グループ長
常務取締役	斎藤純	資材調達室長
常務取締役	紅林昌巳	総合開発センター長 (株)テクノサポート 代表取締役社長
取締役	関根常夫	財務・IR室長
取締役	大島一宏	社長室長兼産業素材事業グループ副事業グループ長
取締役	落合一彦	産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長
取締役	松田裕司	特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長
取締役	石川達紘	弁護士 (株)東横イン 取締役会長（社外） 東鉄工業(株) 社外監査役 林兼産業(株) 社外取締役 セイコーエプソン(株) 社外監査役 (株)北海道銀行 社外監査役
常任監査役 （常勤監査役）	三谷充弘	公益財団法人紙の博物館 監事（非常勤）
常勤監査役	網野隆	
監査役	大倉喜彦	中央建物(株) 代表取締役社長 (株)リーガルコーポレーション 社外監査役 (株)ホテルオークラ 取締役会長 (株)ニッピ 社外監査役 (株)ホテルオークラ新潟 社外取締役 西戸崎開発(株) 社外取締役 (財)大倉文化財団 理事（評議員）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監 査 役	志 賀 こず江	弁護士 日本興亜損害保険㈱ 社外監査役 F Xプライム㈱ 社外監査役 ㈱東横イン 社外取締役 ㈱新生銀行 社外監査役

- (注) 1 取締役石川達紘氏は、社外取締役であります。なお、当社は取締役石川達紘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役大倉喜彦氏及び監査役志賀こず江氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役大倉喜彦氏及び監査役志賀こず江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 常任監査役（常勤監査役）三谷充弘氏は、金融機関の調査・審査部門における長年の経験があり、また、当社において財務部門の経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 常勤監査役網野隆氏は、金融機関における長年の経験があり、また、当社において財務部門の経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 平成23年6月24日開催の第4回定時株主総会において、斎藤純氏、紅林昌巳氏、落合一彦氏及び松田裕司氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
三浦凡宗	平成23年6月24日	任期満了	専務取締役 社長補佐兼総合開発センター長
池谷修	平成23年6月24日	任期満了	常務取締役 生活商品事業グループ長

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (1名)	291百万円 (11百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	35百万円 (7百万円)
合計 (うち社外役員)	17名 (3名)	326百万円 (18百万円)

- (注) 1 上記には、平成23年6月24日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
- 2 報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は以下のとおりであります。
- ・取締役：11名分20百万円（うち社外取締役1名分0百万円）
 - ・監査役：4名分3百万円（うち社外監査役2名分0百万円）
 - ・合計：15名分24百万円
- 3 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりであります。

区分	株主総会で定められた報酬限度額	
取締役	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額450百万円 年額75百万円
監査役	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額50百万円 年額10百万円
合計	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額500百万円 年額85百万円

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成20年6月26日開催の第1回定時株主総会決議に基づき、平成23年6月24日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

なお、平成20年5月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を、第1回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。同総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同総会において決議いたしております。

- ・取締役2名25百万円
- ・監査役 該当者なし

(上記取締役の金額には、上記イ. 及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額のうち、取締役分25百万円が含まれております。)

ハ. 社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する当社の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役石川達紘氏は、株式会社東横インの取締役会長（社外）、東鉄工業株式会社の社外監査役、林兼産業株式会社の社外取締役、セイコーエプソン株式会社の社外監査役及び株式会社北海道銀行の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役大倉喜彦氏は、中央建物株式会社の代表取締役社長、株式会社リーガルコーポレーションの社外監査役、株式会社ホテルオークラ取締役会長、株式会社ニッピの社外監査役、株式会社ホテルオークラ新潟の社外取締役、西戸崎開発株式会社の社外取締役、財団法人大倉文化財団の理事（評議員）を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役志賀こず江氏は、日本興亜損害保険株式会社の社外監査役、FXプライム株式会社の社外監査役、株式会社東横インの社外取締役及び株式会社新生銀行の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 石 川 達 紘	当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回に出席いたしました。主に法律家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 大 倉 喜 彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会12回すべてに出席いたしました。企業経営者及び多数の社外役員としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 志 賀 こず江	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回、監査役会12回のうち9回に出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザー業務及び財務デューデリジェンス業務であります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 当社は、取締役及び使用人等が、経営理念、法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として、「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定める。
- ② 取締役は、継続的なコンプライアンス教育の実施等により、使用人に対し、法令、定款及び「特種東海製紙グループ企業行動規範」その他コンプライアンス体制にかかる社内規程の遵守を徹底させる。
- ③ コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外役員を中心として構成されるコンプライアンス委員会を設置する。
- ④ これらの推進については、「社長室」において実施する。また、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する「監査室」を設置し、「監査室」は、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施するとともに、その結果を「取締役会」及び「監査役会」に報告することにより内部統制推進を図る。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役会の議事録、稟議書、契約書等の作成・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、取締役会がグループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、全体のリスクを網羅的・総合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとの管理運営は、主管部門を定め、主管部門の指示によりグループ各社における担当部門が行う。
- ② リスクカテゴリーごとの責任者（部署）は、該当リスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、リスクが発生した場合の対処方法等の体制整備を行う。
- ③ 監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改定を行う。
- ④ 監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その危険内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 経営に大きな影響を与える危機が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② また、「事業グループ連絡会」・「センター連絡会」を開催し、事業グループごと又はセンターごとの取組み状況の点検、問題点についての対応を実施する。

(5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社グループに共通の「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定め、グループの取締役・従業員一体となった遵法意識の醸成を図る。
- ② 当社は、子会社に法令及び定款を遵守した会社経営を行うことを定めた「グループ会社管理規程」に従い、子会社の適切な経営管理を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第100条第3項第2号)
- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を業務執行部門と兼務で置き、監査役が監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - ② 当該職員が監査役の指揮により監査業務に従事している場合、その監査業務に関して取締役及び所属長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ③ 当該職員の人事異動は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとする。
 - ② 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するための重要な会議に出席するとともに、主要な協議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
- ① 代表取締役と監査役は定期的に会議を開催し、代表取締役の経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備、監査上の課題等について意見交換を行う。
 - ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に当社の会計監査人と意見交換を行う。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、法的手段によりこれを解決する。
 - ② 反社会的勢力排除に向けた体制としては、社長室を対応部署とし、日頃より警察、弁護士等の外部の専門機関との連絡を密にし、有事には社長室が中心となって外部の専門機関と連携しながら対応する。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	44,007	流 動 負 債	51,594
現金及び預金	6,574	支払手形及び買掛金	11,603
受取手形及び売掛金	25,030	短期借入金	23,819
商品及び製品	6,191	1年内返済予定の長期借入金	9,555
仕掛品	553	未払法人税等	168
原材料及び貯蔵品	4,130	賞与引当金	367
繰延税金資産	965	その他	6,080
その他	589	固 定 負 債	12,777
貸倒引当金	△28	長期借入金	10,538
固 定 資 産	77,194	繰延税金負債	243
有 形 固 定 資 産	62,720	退職給付引当金	760
建物及び構築物	16,432	役員退職慰労引当金	83
機械装置及び運搬具	29,881	環境対策引当金	272
土地	13,020	資産除去債務	795
建設仮勘定	2,273	その他	81
その他	1,112	負 債 合 計	64,371
無 形 固 定 資 産	1,071	純 資 産 の 部	
のれん	744	株 主 資 本	56,436
その他	326	資本金	11,485
投 資 其 他 の 資 産	13,402	資本剰余金	14,452
投資有価証券	11,757	利益剰余金	34,541
繰延税金資産	856	自己株式	△4,041
長期貸付金	37	その他の包括利益累計額	163
その他	870	その他有価証券評価差額金	163
貸倒引当金	△118	繰延ヘッジ損益	△0
資 産 合 計	121,201	新株予約権	76
		少数株主持分	153
		純 資 産 合 計	56,830
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	121,201

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		77,674
売上原価		63,171
売上総利益		14,503
販売費及び一般管理費		11,231
営業利益		3,271
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	275	
負債のれん償却額	54	
持分法による投資利益	695	
その他	390	1,417
営業外費用		
支払利息	474	
その他	225	700
経常利益		3,988
特別利益		
固定資産売却益	30	
投資有価証券売却益	229	
退職給付制度改定益	56	
受取保険金	178	496
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	1,111	
減損損失	2,926	
災害による損失	226	
事故関連費用	101	
投資有価証券評価損	15	
投資有価証券売却損	11	
特別退職金	160	
その他	56	4,618
税金等調整前当期純損失		133
法人税、住民税及び事業税	553	
法人税等調整額	△712	△158
少数株主損益調整前当期純利益		24
少数株主損失		13
当期純利益		38

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,485	14,463	34,425	△1,094	59,279
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△797		△797
当 期 純 利 益			38		38
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金の増加			874		874
自 己 株 式 の 取 得				△2,867	△2,867
持分法適用会社の増加に伴う自己株式の増加				△109	△109
自 己 株 式 の 処 分		△11		29	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△11	116	△2,947	△2,842
当 期 末 残 高	11,485	14,452	34,541	△4,041	56,436

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	112	△1	110	70	169	59,629
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△797
当 期 純 利 益						38
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金の増加						874
自 己 株 式 の 取 得						△2,867
持分法適用会社の増加に伴う自己株式の増加						△109
自 己 株 式 の 処 分						18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	51	1	53	5	△15	43
当 期 変 動 額 合 計	51	1	53	5	△15	△2,799
当 期 末 残 高	163	△0	163	76	153	56,830

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 9社
会社の名称 ㈱東海フォレスト、㈱テクノサポート、㈱レックス、東海加工紙㈱、明治製紙㈱、㈱リソース東海、静岡ロジスティクス㈱、特種メーテル㈱、特種紙商事㈱
大一コンテナー㈱については、保有株式を一部売却したことにより当連結会計年度より連結子会社から持分法適用関連会社となっております。
- (2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 2社
会社の名称 大一コンテナー㈱、㈱竹尾
大一コンテナー㈱については、保有株式を一部売却したことにより当連結会計年度より連結子会社から持分法適用関連会社となっております。また㈱竹尾については、株式を追加取得したことにより当連結会計年度より持分法適用関連会社となっております。
- (2) 持分法を適用していない関連会社の数及び適用しない理由
関連会社3社（㈱タカオカ、㈱ダイヤ、㈱渡辺紙工）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。
- (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

減価償却は以下の方法を採用しております。

有形固定資産 機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、
(リース資産を除く) その他は定額法
その他の有形固定資産は定率法
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	6～50年
機械装置及び運搬具	3～22年

無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌連結会計年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。

（追加情報）

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度に適格退職年金制度について確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度等へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。なお、本移行に伴う影響額は、退職給付制度改定益として特別利益に56百万円計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

環境対策引当金

当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

（4）重要なヘッジ会計の方法

当社は、ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の方法等は以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…1年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務

b ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

- ④ ヘッジの有効性評価の方法 当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (5) のれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんの償却については、個別案件ごと判断し、20年以内の合理的な年数で定期的に償却を行っております。
- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 減損会計における資産のグルーピング方法の変更

従来、当社グループの固定資産の減損会計における資産のグルーピングは、「主として管理会計上の事業所」単位としておりましたが、当連結会計年度より、「主として管理会計上の製品群」単位とすることといたしました。これは「第二次中期経営計画」に沿った「利益管理」及び「適正な生産管理」が実現出来るよう体制強化を図り、経営判断をより詳細な粒度にて行うこととしたことに伴い、固定資産の減損会計のグルーピングを経営管理の単位と整合させるためであります。

これにより、従来の方法に比べ営業利益及び経常利益は121百万円増加し、税金等調整前当期純損失は2,804百万円増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	4,763	(4,763)	百万円
機械装置及び運搬具	21,416	(21,416)	
土地	1,998	(1,998)	
有形固定資産「その他」	12	(-)	
計	28,189	(28,177)	

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産を示しております。

担保されている債務

1年内返済予定の長期借入金	117	(117)	百万円
長期借入金	4,425	(3,775)	
計	4,543	(3,893)	

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 149,173百万円

3. 保証債務

下記の会社等の借入金に対する保証

日伯紙パルプ資源開発㈱	6,199	百万円
提携住宅ローン	0	百万円
計	6,199	百万円

日伯紙パルプ資源開発㈱への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額で、当社グループの保証分は58百万円であります。

4. 受取手形割引高 859百万円

5. シンジケート方式タームローン契約

当社は、長期借入金のうち設備資金及び運転資金の調達を行うため、取引銀行7行とシンジケート方式によるタームローン契約を締結しており、当連結会計年度末における残高は6,000百万円であります。

上記のタームローン契約について、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 当社は、各年度の決算期及び第2四半期連結会計期間の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期及び第2四半期連結会計期間の末日または平成20年9月に終了する第2四半期連結会計期間の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持する。
- ② 当社は、各年度の決算期における単体及び連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しない。

連結損益計算書に関する注記

減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	紙製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、有形固定資産「その他」、無形固定資産「その他」	2,926百万円

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また、本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産は共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物785百万円、機械装置及び運搬具2,127百万円、有形固定資産「その他」9百万円、無形固定資産「その他」4百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	163,297,510	—	—	163,297,510
合 計	163,297,510	—	—	163,297,510
自己株式				
普通株式(注) 1, 2	3,914,776	16,605,563	99,341	20,420,998
合 計	3,914,776	16,605,563	99,341	20,420,998

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加16,605,563株は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得による増加15,999,000株、単元未満株式の買取りによる増加5,181株、持分法適用会社保有の自己株式(当社株式)の当社帰属分の増加601,382株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少99,341株は、単元未満株式の売渡しによる減少341株、ストック・オプションの行使による減少99,000株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成20年7月28日	普通株式	83,000株
平成21年7月24日	普通株式	79,000株
平成22年7月23日	普通株式	118,000株
平成23年7月15日	普通株式	209,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成23年 6月24日 定時株主総会	普通株式	398	2.5	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日
平成23年 11月10日 取締役会	普通株式	398	2.5	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成24年 6月27日 定時株主総会 (予定)	普通株式	358	資本剰余金	2.5	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の短期及び長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (※)	時価 (百万円) (※)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,574	6,574	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,030	25,030	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	6,568	6,568	—
(4) 支払手形及び買掛金	(11,603)	(11,603)	—
(5) 短期借入金	(23,819)	(23,819)	—
(6) 長期借入金	(20,094)	(20,079)	△15
(7) デリバティブ取引	(3)	(3)	—

(※) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含めず、長期借入金に含めて表示しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨による買掛金支払額の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、輸送コストの平準化を目的とした原油スワップ取引であります。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。(上記(6)参照)

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額5,189百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

開示対象特別目的会社に関する注記

当社は、平成13年に、資金調達が多様化と財務体質の改善を目的とし、特別目的会社を活用して不動産の流動化を実施しました。当該流動化において、当社は、不動産を当該特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして、当該特別目的会社が借入れによって調達した資金を売却代金として受領しました。当社グループがこれまで活用した特別目的会社は、特例有限会社1社のみであります。

当社は、当該特別目的会社と匿名組合契約を締結しており、当該契約による出資金を有しておりますが、当連結会計年度末までに特別目的会社が流動化物件を売却したため、当該流動化を終了しております。

当社は、当該出資金79百万円及び配当金に係る未収入金357百万円を全て回収しております。また、当連結会計年度において、当該特別目的会社の清算に伴う配当収益として33百万円を計上しております。

	主な取引の金額又は 連結会計年度末残高	主な損益計上額	
		項目	金額
匿名組合出資金	—	配当金	33百万円
配当金に係る未収入金	—	—	—

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 396円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 0円24銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 0円24銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,579	流 動 負 債	44,537
現金及び預金	4,103	支払手形	5,115
受取手形	547	買掛金	4,515
売掛金	22,427	短期借入金	20,700
商品及び製品	5,284	1年内返済予定の長期借入金	8,919
仕掛品	390	未払金	1,079
原材料及び貯蔵品	3,760	未払費用	2,722
前渡金	1	預り金	446
前払費用	155	設備関係支払手形	444
繰延税金資産	771	その他	593
関係会社短期貸付金	46	固 定 負 債	10,811
未収入金	1,094	長期借入金	9,405
その他	21	長期未払金	71
貸倒引当金	△25	退職給付引当金	312
固 定 資 産	67,689	環境対策引当金	225
有 形 固 定 資 産	54,670	資産除去債務	795
建築物	11,167	負 債 合 計	55,348
構築物	3,778	純 資 産 の 部	
機械及び装置	26,633	株 主 資 本	50,689
車両運搬具	27	資本金	11,485
工具、器具及び備品	389	資本剰余金	43,812
土地	10,282	資本準備金	3,985
山林	641	その他資本剰余金	39,826
建設仮勘定	1,748	利 益 剰 余 金	△674
無 形 固 定 資 産	272	その他利益剰余金	△674
借地	25	特定災害防止準備金	2
ソフトウェア	180	繰越利益剰余金	△677
その他	66	自 己 株 式	△3,932
投 資 そ の 他 の 資 産	12,747	評価・換算差額等	153
投資有価証券	9,707	その他有価証券評価差額金	154
関係会社株式	1,974	繰延ヘッジ損益	△0
長期貸付金	37	新 株 予 約 権	76
関係会社長期貸付金	86	純 資 産 合 計	50,920
長期前払費用	190	負 債 及 び 純 資 産 合 計	106,269
繰延税金資産	352		
その他	499		
貸倒引当金	△100		
資 産 合 計	106,269		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		61,316
売 上 原 価		50,664
売 上 総 利 益		10,651
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,804
営 業 利 益		2,847
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	350	
受 取 賃 貸 料	261	
そ の 他	216	830
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	403	
賃 貸 費 用	94	
そ の 他	155	653
経 常 利 益		3,024
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	152	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	46	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	56	
受 取 保 険 金	152	416
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	50	
固 定 資 産 除 却 損	1,016	
減 損 損 失	2,926	
災 害 に よ る 損 失	206	
事 故 関 連 費 用	101	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
出 資 金 評 価 損	3	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	981	5,285
税 引 前 当 期 純 損 失		1,845
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	282	
法 人 税 等 調 整 額	△717	△434
当 期 純 損 失		1,410

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	11,485	3,985	40,635	44,620	—	735	735	△1,094	55,747
当 期 変 動 額									
剰余金の配当			△797	△797					△797
当期純損失						△1,410	△1,410		△1,410
特定災害防止準備金の積立					2	△2			—
自己株式の取得								△2,867	△2,867
自己株式の処分			△11	△11				29	18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△808	△808	2	△1,413	△1,410	△2,837	△5,057
当 期 末 残 高	11,485	3,985	39,826	43,812	2	△677	△674	△3,932	50,689

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	126	△1	124	70	55,942
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△797
当期純損失					△1,410
特定災害防止準備金の積立					—
自己株式の取得					△2,867
自己株式の処分					18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	27	1	29	5	34
当期変動額合計	27	1	29	5	△5,022
当 期 末 残 高	154	△0	153	76	50,920

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に関する事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券 ・時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
・時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

減価償却は以下の方法を採用しております。

有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
機械及び装置	5～22年

無形固定資産(リース資産を除く)…定額法

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。

（追加情報）

当社は、当事業年度に適格退職年金制度について確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

なお、本移行に伴う影響額は、退職給付制度改定益として特別利益に56百万円計上しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

当社は、ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の方法等は以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| a | ヘッジ手段 | 為替予約取引 |
| | ヘッジ対象 | 1年以内に購入が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務 |
| b | ヘッジ手段 | 金利スワップ |
| | ヘッジ対象 | 借入金の利息 |

③ ヘッジ方針

当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略していません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 減損会計における資産のグルーピング方法の変更

従来、当社の固定資産の減損会計における資産のグルーピングは、「主として管理会計上の事業所」単位としておりましたが、当事業年度より、「主として管理会計上の製品群」単位とすることといたしました。これは「第二次中期経営計画」に沿った「利益管理」及び「適正な生産管理」が実現出来るよう体制強化を図り、経営判断をより詳細な粒度にて行うこととしたことに伴い、固定資産の減損会計のグルーピングを経営管理の単位と整合させるためであります。

これにより、従来の方法に比べ営業利益が121百万円増加し、税引前当期純損失は2,804百万円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	3,493	(3,493)百万円
構築物	1,269	(1,269)
機械及び装置	21,416	(21,416)
土地	1,998	(1,998)
山林	12	(-)
計	28,189	(28,177)

()の金額（内数）は工場財団抵当資産を示しております。

担保されている債務

一年内返済予定の長期借入金	117	(117)百万円
長期借入金	4,425	(3,775)
計	4,543	(3,893)

()の金額（内数）は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

136,348百万円

3. 保証債務

下記の会社等の借入金に対する保証

日伯紙パルプ資源開発(株)	6,199百万円
明治製紙(株)	1,827百万円
(株)レックス	119百万円
提携住宅ローン	0百万円
計	8,146百万円

日伯紙パルプ資源開発(株)への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額で当社の保証分は58百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示されたものを除く）

短期金銭債権	6,593百万円
短期金銭債務	2,159百万円

5. シンジケート方式タームローン契約

当社は、長期借入金のうち設備資金及び運転資金の調達を行うため、取引銀行7行とシンジケート方式によるタームローン契約を締結しており、当事業年度末における残高は6,000百万円であります。

上記のタームローン契約について、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 当社は、各年度の決算期及び第2四半期連結会計期間の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期及び第2四半期連結会計期間の末日または平成20年9月に終了する第2四半期連結会計期間の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持する。
- ② 当社は、各年度の決算期における単体及び連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しない。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	10,607百万円
仕入高	7,113百万円
営業取引以外の取引による取引高	328百万円

2. 減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	紙製造設備	建物、構築物、機械及び装置、 車両運搬具、工具、器具及び備品 ソフトウェア、無形固定資産「その他」	2,926百万円

当社は、主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また、本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産は共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

当該資産は、当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物359百万円、構築物426百万円、機械及び装置2,127百万円、車両運搬具0百万円、工具、器具及び備品9百万円、ソフトウェア0百万円、無形固定資産「その他」3百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

19,819,616株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
未払賞与	247
減損損失	1,151
退職給付引当金	118
投資有価証券評価損	228
関係会社株式評価損	360
減価償却超過	522
環境対策引当金	83
株式報酬費用	26
資産除去債務	266
その他	803
繰延税金資産小計	3,807
評価性引当額	△2,033
繰延税金資産合計	1,774
繰延税金負債との相殺	△650
繰延税金資産純額	1,123
繰延税金負債	百万円
固定資産圧縮積立金	540
その他有価証券評価差額金	66
その他	44
繰延税金負債合計	650
繰延税金資産との相殺	△650
繰延税金負債純額	—

繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産	百万円
繰延税金資産	771
固定資産	
繰延税金資産	352

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の39.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.3%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.9%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は61百万円減少し、法人税等調整額が70百万円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	17百万円	12百万円	4百万円
合計	17百万円	12百万円	4百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	2百万円
1年超	2百万円
計	4百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3百万円
減価償却費相当額	3百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

未経過リース料

1年内 0百万円

1年超 0百万円

計 1百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東海加工紙 株式会社	静岡県 島田市	220	紙・紙加 工品の製 造・販売	所有 直接 100.0%	紙・紙加工 品の販売	紙・紙加 工品の販 売(注)1	4,565	売掛金	2,133
子会社	明治製紙 株式会社	静岡県 富士市	400	紙の製 造・販売	所有 直接 94.2%	債務保証	債務保証 (注)2	1,827	-	-
子会社	特種紙商事 株式会社	東京都 中央区	50	紙製品等 の販売	所有 直接 100.0%	紙製品等 の販売	紙製品等 の販売 (注)1	5,073	売掛金	2,083
関連会社	株式会 社尾 竹	東京都 千代田 区	330	紙製品等 の販売	所有 直接 23.6% 被所有 1.8%	紙製品等 の販売	紙製品等 の販売 (注)1	429	売掛金	1,301

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 取引条件については、一般の取引を参考に決定しております。

2 債務保証については、生産設備投資資金及び運転資金として、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。

3 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 354円37銭

2. 1株当たり当期純損失金額 8円96銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月18日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大谷 秋洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 春山 直輝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高尾 英明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月18日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大谷 秋洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 春山 直輝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高尾 英明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月18日

特種東海製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤監査役）	三 谷 充 弘	Ⓜ
常勤監査役	網 野 隆	Ⓜ
監査役（社外監査役）	大 倉 喜 彦	Ⓜ
監査役（社外監査役）	志 賀 こず江	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施することを、経営の基本に据えております。併せて、大きな変革が進む当業界にあって、企業価値をより一層高めるために、将来の事業展開に備えた内部留保も重要課題と位置付け、バランスの取れた利益配分を志向してまいります。

当期につきましては、中期経営計画に基づく基盤事業強化策の一環として固定資産のグルーピングを見直し、減損損失2,926百万円を計上いたしました。その結果、当期純損失は1,410百万円となりましたが、安定的な配当を維持するために、中間配当金2円50銭と合わせて1株当たり年間5円の配当をお支払いする予定であります。

当社は、平成19年4月に持株会社として設立されました。この持株会社設立時における会計処理として「企業結合に係る会計基準」に基づき、特種製紙株式会社及び東海パルプ株式会社の利益剰余金を当社の資本金及び資本剰余金に振り替えておりました。このため、税務上の利益剰余金の取り扱いとなるものの多くが資本剰余金に積みあがっております。

したがって、このたびの期末配当はその他資本剰余金を原資としてお支払いする予定です。

つきましては、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類 金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円50銭 総額358,694,735円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

前記、特別損失の計上に伴う利益剰余金の欠損を補填することを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の利益剰余金への振替をいたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 674,954,169円

② 増加する剰余金の項目及びその額
利益剰余金 674,954,169円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	みさわ きよとし 三澤 清利 (昭和23年9月29日生)	昭和46年 3月 特種製紙(株)入社 平成12年 6月 同 取締役社長室長 平成13年 6月 同 取締役社長室統轄兼営業技術 総本部副総本部長 平成15年 6月 同 常務取締役総合企画本部長 兼東京支店長兼報酬委員会委員 平成16年 4月 同 代表取締役社長、取締役会議 長兼報酬委員会委員兼指名委員会 委員 平成19年 4月 当社代表取締役副社長 平成19年 6月 特種製紙(株)代表取締役社長、取締 役会議長兼本部長会議長 平成21年 4月 当社代表取締役社長（現職）	90,710株
2	みやけ ひろし 三宅 博 (昭和24年8月4日生)	昭和48年 4月 三菱商事(株)入社 平成12年10月 同 紙・包装資材部長 平成13年 4月 同 資材本部副本部長 平成15年 4月 同 関西支社副支社長 平成17年 4月 同 理事、独国三菱商事社長、欧 州ブロック統括補佐、独国三菱商 事ベルリン支店長兼独国三菱商事 ハンブルグ支店長 平成21年 4月 同 資材本部付 平成21年 5月 東海バルブ(株)営業本部長付顧問 平成21年 6月 当社常務執行役員 東海バルブ(株)取締役常務執行役員 営業本部長 平成22年 4月 当社産業素材事業グループ長 平成22年 6月 同 専務取締役社長補佐兼産業素 材事業グループ長（現職）	21,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	うめはら じゅん 梅原 淳 (昭和27年1月17日生)	昭和50年 3月 特種製紙(株)入社 平成16年 6月 同 執行役員技術開発本部長兼 施設部長 平成18年 3月 同 執行役員品質保証センター 長兼生産会議議長 平成19年 4月 同 執行役員生産本部長 平成19年 6月 同 取締役生産本部長 平成20年 4月 同 取締役技術本部長 平成20年 6月 同 取締役常務執行役員技術本部 長 平成21年 6月 当社取締役執行役員 特種製紙(株)取締役常務執行役員技 術本部長 平成22年 4月 当社取締役特殊素材事業グルー プ長 平成22年 6月 同 常務取締役特殊素材事業グル ープ長 平成23年 6月 同 専務取締役社長補佐兼特殊素 材事業グループ長 (現職)	24,190株
4	さいとう じゅん 斎藤 純 (昭和26年12月20日生)	昭和49年 4月 三菱商事(株)入社 平成12年 4月 同 製紙原料部長 平成13年 8月 ALPAC FOREST PRODUCTS INC. President & CEO 平成20年 5月 三菱商事(株)資材本部付 平成20年 8月 東海バルブ(株)顧問 平成20年 9月 当社資材戦略室長代理 東海バルブ(株)資材部長 平成21年 6月 当社執行役員兼資材戦略室長 平成22年 4月 同 原材料本部長 平成22年 6月 同 上席執行役員資材調達室長 平成23年 6月 同 常務取締役資材調達室長 (現 職)	1,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	くればやし まさみ 紅林昌巳 (昭和27年5月26日生)	昭和50年 4月 東海バルブ(株)入社 平成16年 7月 同 執行役員工場長代理 平成18年 4月 同 執行役員工場長代理兼生産技術室長 (株)テック東海代表取締役社長 平成18年 6月 東海バルブ(株)取締役兼執行役員工場長代理兼生産技術室長 平成20年 6月 同 取締役常務執行役員工場長 平成21年 6月 当社取締役執行役員 東海バルブ(株)取締役常務執行役員工場長 平成22年 4月 当社取締役技術開発本部長 平成22年 6月 同 上席執行役員総合開発センター技術開発本部長 (株)テクノサポート代表取締役社長 (現職) 平成23年 6月 当社常務取締役総合開発センター長兼技術開発本部長 平成24年 2月 同 常務取締役総合開発センター長 (現職) [重要な兼職の状況] (株)テクノサポート代表取締役社長	38,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	せきね つねお 関根常夫 (昭和31年11月5日生)	昭和54年 4月 ㈱三菱銀行入行 昭和62年10月 同 ブラッセル支店長代理 平成 6年 7月 同 国際企画部長代理 平成 6年10月 同 マドリッド支店長 平成11年 5月 ㈱東京三菱銀行 開発金融部次長 (航空機Gr担当) 平成16年 5月 同 欧州投資銀行部長 平成18年12月 ㈱三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部長 平成21年 5月 当社経営戦略室長付顧問 平成21年 6月 同 執行役員財務・IR室長 平成22年 4月 同 財務・IR室長 平成22年 6月 同 取締役財務・IR室長 (現職)	5,000株
7	おおしま かずひろ 大島一宏 (昭和32年6月8日生)	昭和55年 4月 大倉事業㈱入社 平成 8年 2月 同 秘書課長 平成11年 2月 東海バルブ㈱入社 平成19年 4月 当社秘書室長 東海バルブ㈱総務人事部長 平成20年 4月 当社総務人事室長 平成21年 6月 同 執行役員経営戦略室長 平成22年 4月 同 社長室企画・調整リーダー 平成22年 6月 同 取締役社長室長 平成23年 6月 同 取締役社長室長兼産業素材事業グループ副事業グループ長 (現職)	11,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
8	おちあい かずひこ 落合一彦 (昭和32年4月21日生)	昭和56年 4月 東海バルブ(株)入社 平成20年 4月 同 板紙部長 平成21年 4月 同 営業本部副本部長兼営業統括部長 平成21年 6月 同 執行役員営業本部副本部長兼営業統括部長 平成22年 4月 当社産業素材事業グループ副事業グループ長 平成22年 6月 同 上席執行役員産業素材事業グループ副事業グループ長 平成23年 6月 同 取締役産業素材事業グループ副事業グループ長 平成24年 2月 同 取締役産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長(現職)	2,000株
9	まつだ ゆうじ 松田裕司 (昭和37年6月10日生)	昭和60年 3月 特種製紙(株)入社 平成 9年 9月 東京大学博士号(農学)取得 平成18年 3月 特種製紙(株)理事、営業本部副本部長兼営業企画部長 特種製紙(株)代表取締役社長 平成19年 4月 特種製紙(株)執行役員営業本部長 平成21年 6月 当社執行役員 特種製紙(株)執行役員営業開発本部長 平成22年 4月 当社特殊素材事業グループ営業開発本部長兼海外事業統括チーム(本社機能) 平成22年 6月 同 執行役員特殊素材事業グループ営業開発本部長 平成23年 6月 同 取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長(現職)	6,460株

候補者番号	ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
10	いしかわ たつひろ 石川達紘 (昭和14年4月4日生)	昭和40年 4月 東京地方検察庁検事 昭和61年 9月 法務省刑事局刑事課長 平成元年 9月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成 5年 4月 同 次席検事 平成 8年 6月 最高検察庁公判部長 平成 9年 2月 東京地方検察庁検事正 平成11年 4月 福岡高等検察庁検事長 平成12年11月 名古屋高等検察庁検事長 平成13年12月 弁護士(現職) 平成14年 4月 亜細亜大学法学部教授 平成14年 8月 特種製紙(株)特別顧問 平成15年 6月 同 社外取締役 平成19年 4月 当社社外取締役(現職) 平成20年 6月 特種製紙(株)社外取締役 東海バルブ(株)社外取締役 [重要な兼職の状況] (株)東横イン取締役会長(社外) 東鉄工業(株)社外監査役 林兼産業(株)社外取締役 セイコーエプソン(株)社外監査役 (株)北海道銀行社外監査役	48,300株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 石川達紘氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は石川達紘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
- 3 石川達紘氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。石川達紘氏は、東京地方検察庁特別捜査部長、名古屋高等検察庁検事長等を歴任され、現在は弁護士としてその豊富な知識・経験を活かして活躍されており、コンプライアンス、コーポレートガバナンスの充実強化に向けて適切なアドバイザーとして社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 4 石川達紘氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年2ヶ月となります。
- 5 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。当社は、石川達紘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	(重 要 略 兼 職 の 歴 状 況)	所有する 当社株式数
じん ひろあき 神 洋 明 (昭和24年4月8日生)	昭和54年 4月 弁護士（現職） 平成12年 4月 第一東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 平成15年10月 特種紙商事㈱社外監査役（現職） 〔重要な兼職の状況〕 東亜道路工業㈱社外監査役 特種紙商事㈱社外監査役	—

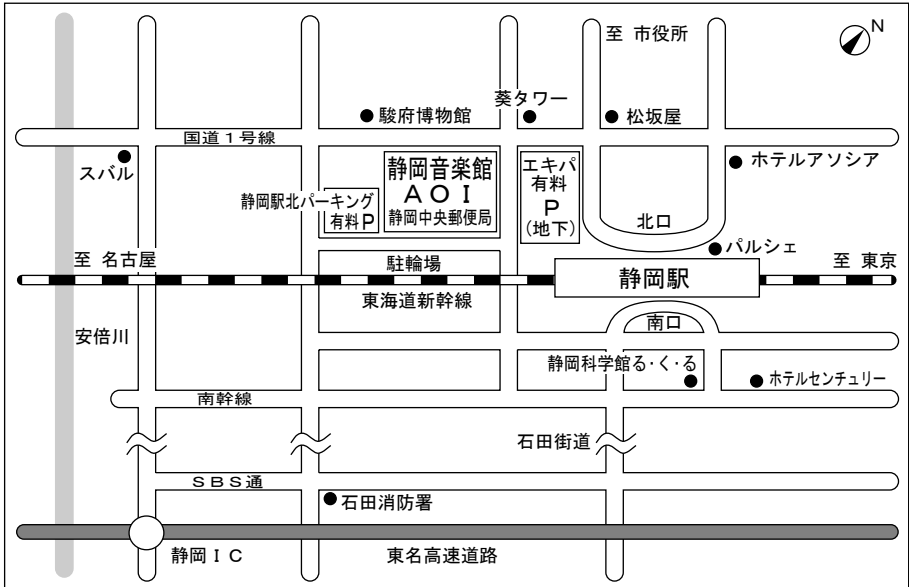
- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 神洋明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 3 神洋明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培ってきた経験や知識から企業経営の健全性を確保し、またコーポレートガバナンスの強化及び業務執行等の適法性について監査していただくためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 4 神洋明氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額といたします。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9

静岡音楽館A O I 7階講堂



<交通>

J R 静岡駅北口より徒歩約3分